

武蔵野市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成24年12月6日

提 出 者

9 番 島 崎 義 司

15 番 小 美 濃 安 弘

3 番 田 辺 あき子

13 番 川 名 ゆうじ

16 番 近 藤 和 義

18 番 山 本 ひとみ

21 番 与 座 武

26 番 本 間 まさよ

武蔵野市議会議長 きくち 太 郎 殿

武蔵野市議会会議規則の一部を改正する規則

武蔵野市議会会議規則（昭和26年8月武蔵野市議会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>目次</p> <p>（修正の動議）</p> <p>第12条の2 修正の動議は、その案をそなえ、<u>法第115条の2</u>の規定によるものについては、所定の発議者が連署してその他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p><u>第9章の2 公聴会及び参考人</u></p> <p>（修正の動議）</p> <p>第12条の2 修正の動議は、その案をそなえ、<u>法第115条の3</u>の規定によるものについては、所定の発議者が連署してその他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。</p> <p><u>第9章の2 公聴会及び参考人</u></p> <p><u>（公聴会開催の手続）</u></p> <p><u>第62条の2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。</u></p> <p><u>（意見を述べようとする者の申出）</u></p>	<p>目次の章の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>章の追加</p>

第62条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第62条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第62条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第62条の6 議員は、公述人に

	<p><u>対して質疑をすることができる。</u></p> <p><u>2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。</u></p> <p><u>(代理人又は文書による意見の陳述)</u></p> <p><u>第62条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(参考人)</u></p> <p><u>第62条の8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 参考人については、前3条の規定を準用する。</u></p>	
--	---	--

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。